

用 語 解 説

用 語		解 説
あ行		
	裏配線方式	無電柱化を行う主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、裏通りから各戸へ引込を行う方式。別名は迂回配線という。
か行		
	角形多条電線管（FEP管）	複数の電線をまとめて収容するための角型の電線管のこと。軽量で曲げやすい材料のため、曲管や管路を支える管台が不要で、コスト縮減が期待される。
	関係事業者	電力や通信ケーブルを所有している企業者及び水道やガス等の埋設企業者等。
	既存ストック活用	電力・通信管路やマンホール等、既に道路の下に埋設してある設備を電線共同溝の一部として活用すること。
	キャブ方式	道路管理者が道路の下に蓋掛け式のU字溝（キャブ）を埋設し、その中に電線類を収容する方式。
	区市町村無電柱化事業に対する都費補助	都内の区市町村が実施する無電柱化事業に要する経費について、都が補助金を交付する制度。「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき実施する無電柱化事業が対象。
	小型ボックス方式	小型化した特殊部内に電力及び通信ケーブル等をまとめて収容し、地中化する方式。
さ行		
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建物と公共施設とを一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
	自治体管路方式	地方公共団体が管路設備を敷設する手法。電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は地方公共団体が管理する。
	新宿区 緊急道路障害物除去路線	災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車等の障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂等により、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。このため、国、都及び区は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行うこととする。 《区の選定基準》 災害時における救援救護活動を円滑に行うため、救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線を選定する。第1次、第2次で優先順位が定められている。
	ソフト地中化	ケーブル等の地中化は可能であるが、地上機器の設置が困難な場合に、地上機器（変圧器等）を柱上に設置する方式。

用 語		解 説
た行		
	単独地中化方式	電線管理者が自らの費用で地中化整備を行い、整備後も管理する方式。
	地上機器	無電柱化整備の際に、地上部に設置される機器のこと。トランス（変圧器）、分電盤等を収納するもの。
	地中レーダー探査	電磁波を利用して、地下浅部の地盤構造や空洞、埋設物等を非破壊的に探査する方法。
	直接埋設	保護管等を利用せず、直接ケーブルを地中に埋める方式。
	通信事業者	固定電話や携帯電話等の通信サービスを提供する事業者。正式には電気通信事業者という。
	電線管理者	電力・通信ケーブルを管理する事業者。東京電力やNTT等。
	電線共同溝方式	道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法。
	電線類地中化	電線（電力線・通信線）及びそれらに関連する施設を地中に埋設すること。
	東京都緊急輸送道路	原則として上下各一車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。特定・一般の優先順位が定められている。 東京都は「緊急輸送道路」を指定、区が耐震改修促進計画で「緊急道路障害物除去路線」の区道を追加指定。
	道路管理者	道路法で認定された道路の維持管理をする機関のこと。道路の種別により管理者が異なり、一般的に国道が国土交通大臣、都道府県道及び市区町村道は各地方自治体。
	道路区域	道路法が適用される土地の範囲。
	道路占用物	道路上に設置している電柱や電線、道路下に埋設している電気・水道の管路等、道路を使用している物件をいう。
	道路閉塞	災害等により道路がふさがれ、交通に支障をきたすこと。
	都・区市町村 無電柱化検討会議	都が令和6年度に、都市防災機能の強化に向け、防災上重要な道路について、都と区市町村で連携して無電柱化を計画的かつ円滑に推進することを目的に設立した会議。
	都市開発諸制度	公共的な貢献を行う建築計画に対し、建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、良好な都市開発の誘導を図る制度。

用 語		解 説
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業。
な行		
	軒下配線方式	無電柱化する通りの脇道に電柱を設置し、そこから引き込む電線を家屋の軒下・軒先に配置する方式。別名は屋側配線という。
ま行		
	無電柱化	電線共同溝等の整備による電線類地中化や電線を軒下等に配線するなどにより、電柱をなくすこと。
	無電柱化事業中	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき路線指定※を行い、事業を実施している路線のことを指す。 ※路線指定 …「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき電柱の撤去や設置の制限をすることが特に必要である場合に行う。
	無電柱化推進計画事業補助	「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同目標に係る地方公共団体による無電柱化の整備について、国が計画的かつ集中的に支援する個別補助制度のこと。
	無電柱化チャレンジ支援事業制度	都が区市町村の無電柱化推進のために創設した補助制度。地上機器の設置が困難な路線等での無電柱化事業が対象であり、補助率を引き上げている。
	無電柱化率	道路の総延長と無電柱化された道路延長から、無電柱化整備の進行度合いを算出したもの。
や行		
	要請者負担方式	優先度が低いとされた無電柱化候補箇所において用いられる、費用を全額要請者が負担する方式。
ら行		
	ライフライン	日本では主にエネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設等を指す、生活に必須な設備。
	レジンコンクリート	セメントや水を一切使わず、熱硬化性樹脂(レジン)を結合材として、骨材を強固に固めた高強度コンクリートのこと。
P		
	PDCAサイクル	P l a n (計画)、D o (実行)、C h e c k (評価)、A c t (改善)を繰り返すことで、生産管理や品質管理等の管理業務を改善していくこと。

用 語 解 説 （関連する法令）

法 令		説 明
東京都		
	東京都無電柱化推進条例 （平成 29 年 9 月 1 日施行）	無電柱化の施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした条例。
国		
	無電柱化の推進に関する法律 （平成 28 年 12 月 16 日施行）	災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 （第 8 条第 2 項） 市町村（特別区を含む。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。
	電線共同溝の整備等に関する特別措置法 （平成 7 年 6 月 22 日施行）	電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした法律。
	道路法 （昭和 27 年 12 月 5 日施行）	（第 37 条） 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

用 語 解 説 （関連する計画）

計 画		説 明
国		
	無電柱化推進計画 （令和 8 年 6 月改定）	無電柱化法第 7 条の規定に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るための計画。
東京都		
	東京都無電柱化計画 （令和 8 年 9 月改定）	都の無電柱化事業について、今後 10 年間（令和 8 年度から令和 12 年度まで）の基本方針や目標を定めた計画。
新宿区		
	新宿区基本構想 （平成 19 年 12 月策定）	平成 37（2025）年の新宿を想定し、区の基本理念、めざすまちの姿、まちづくりの基本目標、区政運営の基本姿勢を示した計画。
	新宿区総合計画 （平成 29 年 12 月策定）	平成 30（2018）年度～平成 39（2027）年度の 10 年間を計画期間として、基本構想を実現するための区の基本的施策の方向性や、都市計画に関する基本的な方針等を体系的に示した計画。
	新宿区まちづくり長期計画 （平成 29 年 12 月策定） （令和 5 年 7 月改定）	これまでの「都市マスタープラン」を見直し、新たに「まちづくり戦略プラン」を加えた「まちづくり長期計画」を平成 29 年 12 月に策定し、その後「まちづくり戦略プラン」を令和 5 年 7 月に改定した。今後の新宿区における、まちづくりのロードマップを示した計画。
	新宿区地域防災計画 （令和 5 年度修正）	自助・共助・公助の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域及び住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき、新宿区防災会議が作成した防災計画。
	新宿区交通バリアフリー 基本構想 （平成 17 年 4 月策定）	公共交通機関をつかって、誰もが移動しやすい交通バリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、重点整備地区を定めるとともに、今後の取組の考え方を示した計画。
	新宿区移動等円滑化促進方針 （令和 3 年 11 月策定）	区内全域におけるバリアフリーに関する取組を一層促進させるため、高齢者、障害者等の円滑な移動の確保の方策をまとめた計画。
	新宿区景観まちづくり計画 （令和 5 年 3 月改定）	区民にとっても、新宿を訪れる人にとっても、歩くのが楽しくなる、『美しい新宿』をつくるため、地域特性に応じた景観形成基準を定め、特色ある景観づくりを誘導する計画。
	新宿区景観形成ガイドライン （令和 5 年 3 月改定）	新宿区景観まちづくり計画に基づき、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成を推進するための指針を定めた計画。